再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る国有林野の貸付け又は使用手続等に 係る証明について

平成29年4月25日28林国業第161号林野庁業務課長より森林管理局計画保全部長宛て〔最終改正〕令和4年3月29日3林国業第258号

再生可能エネルギー発電事業者(以下「事業者」という。)が国有林野の貸付け又は使用(以下「貸付け等」という。)を伴う、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項の申請(以下「再エネ発電事業計画認定申請」という。)又は同法第10条第1項の認定の申請(以下「再エネ発電事業計画変更等申請」という。)を行うための、貸付け等の事前相談又は手続を開始していることを証明する書類(以下「証明書」という。)の交付に係る森林管理署、支署又は森林管理事務所(以下「森林管理署等」という。)における事務手続について下記のとおり定めたので、通知する。

記

- 1 再エネ発電事業計画認定申請及び再エネ発電事業計画変更等申請の概要
  - (1)事業者が、再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は供給促進交付金制度の適用を受けるためには、再生可能エネルギー発電事業計画(以下「再エネ発電事業計画」という。)を作成し、再エネ発電事業計画認定申請を行い、経済産業大臣の認定(以下「認定」という。)を受けることが必要である。また、再エネ発電事業計画の記載事項の一部を変更又は追加しようとするときは、軽微な変更を除き、再エネ発電事業計画変更等申請し、その認定(以下「変更等認定」という。)を受けなければならない。
  - (2) 再工ネ発電事業計画認定申請又は一部の再工ネ発電事業計画変更等申請に当たっては、事業者は、当該申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類(以下「設置場所の権原を証する書類」という。)を申請書に添付する必要がある。
  - (3) 設置場所の権原を証する書類については、事業計画の認定における設備の設置場所について(平成29年7月14日付け資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室)において、地権者が公共機関の場合は、協議を開始している旨の書類又は契約書に代替する書類でも可としている。ただし、協議を開始している旨の書類で再エネ発電事業計画認定申請を行った場合は、一旦認定とし、認定日の翌日から180日(法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電の案件については3年)が経過した日を期限(以下「猶予期限」という。)として担当経済産業局への必要書類の提出が必要であり、期限までに当該書類の提出がない場合は、認定が取り消される可能性がある。なお、証明書は、協議を開始している旨の書類に該当する。

## 2 証明書の交付手続を行う場合

証明書の交付手続を行う場合は、事業者が以下に定める場合に該当する場合を基本とする。

- (1) 再エネ発電事業計画認定申請を行う場合
- (2) 一旦認定がなされている間に、経済産業省が定める変更内容ごとの変更手続の整理表における事業譲渡等に伴う再エネ発電事業計画変更等申請を行う場合

#### 3 証明書交付に係る事務手続

# (1) 証明書の交付依頼

証明書とは、貸し付け又は使用させるための事前相談又は手続を行っていることを証明するものであることから、森林管理署長等は証明書が国有林野の貸付け等を確約するものではないことが明確になるよう、別紙1又は別紙2により事業者に依頼させるものとする。

また、別紙1の依頼書は、再エネ発電事業計画案の写しを添えて提出させることとし、別紙2の依頼書は、再エネ発電事業計画、変更又は追加後の再エネ発電事業計画案の写し及び2(2)の事由を証する書類を添えて提出させること。

### (2) 証明書の交付

森林管理署長等は、上記(1)により依頼を受けた場合は、遅滞なく、別紙3又は別紙4により、貸付け等の要件を付した上で、貸付け等の事前相談又は手続を行っていることを内容とした証明書を依頼人に交付することとする。

### 4 その他

- (1) 国有林野の管理経営、保安林の手続等に関する基本的な事項について調整の目途 が立たず、国有林野の活用が困難と判断された場合にあっては、事業者に対し明確 な事由を説明すること。
- (2) 事業者から提出された書類については、農林水産省における情報セキュリティの 確保に関する規則(平成 27 年農林水産省訓令第4号)等に定める情報セキュリティの確保に関する措置を徹底すること。
- (3) 国有林野を自然エネルギーを利用した発電等施設の用に供するため貸し付け又は使用させる場合にあっては、予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の規定に基づき随意契約によって国有林野の産物又は国有財産を売り払う場合等について(平成25年3月29日24林国管第172号林野庁長官通知)第1の(ニ)の2の(1)のトにより、再エネ発電事業計画認定が随意契約の要件となっていることに留意すること。
- (4) 証明書によって1 (3) の一旦認定又は2 (2) の申請に係る認定を受けた場合は、猶予期間内に貸付契約書等を取得しなければ再エネ発電事業計画認定又は再エネ発電事業計画変更等認定が失効することとなる。再エネ発電事業計画認定又は再エネ発電事業計画変更等認定を受けていても、国有林野の貸付け等に必要となる手続が全て了しない限り貸付け等はできないこと及び貸付契約締結等までの手続に一定の期間を要することを、事業者に対し付言すること。

## 再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明依頼

年 月 日

# ○○森林管理署長 殿

(依頼人) 住所 氏名

貴署所管の国有林野において、再生可能エネルギー発電事業を計画しており、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項で規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に当たり、貴署所管の国有林野の貸付け又は使用の事前相談又は手続を行っていることの証明を受けたいので、下記のとおり依頼します。

なお、本証明をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではなく、諸要件が整った上で貸付け又は使用許可申請を行うものであり、林野庁長官が定める審査基準に適合する場合に限り借り受け又は使用できるものであることを了承しています。

また、本証明に係る一旦認定を受けた場合は、速やかに報告するとともに認定通知書の写しを提出します。

記

- 1 貸付け又は使用(見込み)の申請内容
- (1) 所 在:
- (2)面 積: m<sup>2</sup>
- (3) 目的用涂:
- ※所在欄には、○○国有林○○林小班外等と記載する(代表林小班のみの記載で差し支えない)。 複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。
- ※面積欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積(発電施設敷、作業道等)を記入する。複数の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載する。
- ※提出先が森林管理署支署の場合は、森林管理署支署長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴支署」とする。また、提出先が森林管理事務所の場合は、森林管理事務所長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴事務所」とする。

#### 2 添付書類

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画案(写)
- (2) 国有林野施業実施計画図等に事業対象地を示した見取図

- (3) 地元地方公共団体等との対応状況を示す書類(打合せ記録等)
- (4) その他
- (例) 契約又は許可不適格者に該当していないことを明らかにする書類等

## 再生可能エネルギー発電事業計画の変更等認定申請に係る証明依頼

年 月 日

# ○○森林管理署長 殿

(依頼人) 住所 氏名

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号) 第10条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の変更又は追加の認定申請 を行うに当たり、貴署所管の国有林野の貸付け又は使用の事前相談又は手続を行ってい ることの証明を受けたいので、下記のとおり依頼します。

なお、本証明をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではなく、諸要件が整った上で貸付け又は使用許可申請を行うものであり、林野庁長官が定める審査基準に適合する場合に限り借り受け又は使用できるものであることを了承しています。

また、本証明に係る一旦認定を受けた場合は、速やかに報告するとともに認定通知書の写しを提出します。

記

- 1 貸付け又は使用(見込み)の申請内容
- (1) 所 在:
- (2)面 積: m<sup>2</sup>
- (3) 目的用途:
- ※所在欄には、○○国有林○○林小班外等と記載する(代表林小班のみの記載で差し支えない)。 複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。
- ※面積欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積(発電施設敷、作業道等)を記入する。複数 の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載す る。
- ※提出先が森林管理署支署の場合は、森林管理署支署長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴支署」とする。また、提出先が森林管理事務所の場合は、森林管理事務所長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴事務所」とする。

#### 2 添付書類

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画(写)
- (2) 変更又は追加後の再生可能エネルギー発電事業計画案 (写)
- (3) 一旦認定がなされていることを証する書類及び事業譲渡等があったことを証する

# 書類

- (4) 地元地方公共団体等との対応状況を示す書類(打ち合わせ記録等)
- (5) その他
- (例) 契約又は許可不適格者に該当していないことを明らかにする書類 等

## 再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明書

番 号 年 月 日

(依頼人) 住所 氏名

> (証明者) 住所 氏名○○森林管理署長

証明者は、下記の国有林野(土地)について、依頼人に対して貸し付け又は使用させるための事前相談又は手続を行っていることを証明します。

ただし、国有林野の貸付け又は使用については、国有財産の管理処分を適正に行う趣旨により、依頼人が計画した再生可能エネルギー発電事業が、下記の要件に鑑み貸付け又は使用に係る審査基準を満たし、依頼人が国と貸付契約を締結し又は使用許可を得る必要があります。

なお、証明者は、本証明によって、貸し付け又は使用させる義務を負うものではなく、依頼人に損害又は損失が生じても一切の責任を負いません。また、本証明書を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく事業計画認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。

記

- 1 貸付け又は使用(見込み)の内容
- (1) 所 在:
- (2)面 積: m<sup>2</sup>
- (3)目的用途:
- 2 貸付け又は使用の要件
- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画認定を取得していること。
- (2) 土地利用規制等の各種法令による制限等について当該許可等がなされている、又はなされることが確実であること。
- (3) 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの手続が確実に実施されていること。
- (4) 対象地が所在する市町村長の同意が得られていること。

- (5)事業予定地が他の事業者と重複した場合は、事業者間での調整を了していること。 上記(1)から(5)までに鑑み、貸付け又は使用に係る申請内容が審査基準に照ら して適切であると認められること。
- 〈注1〉(3)は環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの手続が必要な場合に記載。 〈注2〉森林管理署の支署が交付する場合は、証明者を「森林管理署支署長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理署支署」とする。また、森林管理事務所が交付する場合は、証明者を「森林管理事務所長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理事務所」とする。また、複数の林小班において証明を行う場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称及び面積を全て記載する。

## 再生可能エネルギー発電事業計画の変更等認定申請に係る証明書

番 号 年 月 日

(依頼人) 住所 氏名

> (証明者) 住所 氏名○○森林管理署長

証明者は、下記の国有林野(土地)について、依頼人に対して貸し付け又は使用させるための事前相談又は手続を行っていることを証明します。

ただし、国有林野の貸付け又は使用については、国有財産の管理処分を適正に行う趣旨により、依頼人の再生可能エネルギー発電事業が、下記の要件に鑑み貸付け又は使用に係る審査基準を満たし、依頼人が国と貸付契約を締結し又は使用許可を得る必要があります。

なお、当森林管理署は、本証明によって、貸し付け又は使用させる義務を負うものではなく、依頼人に損害又は損失が生じても一切の責任を負いません。また、本証明書を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の変更等認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、当森林管理署は一切の責任を負いません。

記

- 1 貸付け又は使用(見込み)の内容
- (1) 所 在:
- (2)面 積: m<sup>2</sup>
- (3) 目的用途:
- 2 貸付け又は使用の要件
- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画認定を取得していること。
- (2) 土地利用規制等の各種法令による制限等について当該許可等がなされている、又はなされることが確実であること。
- (3) 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの手続が確実に実施されていること。
- (4) 対象地が所在する市町村長の同意が得られていること。

- (5) 事業予定地が他の事業者と重複した場合は、事業者間での調整を了していること。
- 〈注1〉(3)は環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの手続が必要な場合に記載。
- 〈注2〉森林管理署の支署が交付する場合は、証明者を「森林管理署支署長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理署支署」とする。また、森林管理事務所が交付する場合は、証明者を「森林管理事務所長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理事務所」とする。また、複数の林小班において証明を行う場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称及び面積を全て記載する。